平成26年度第1回千葉県動物愛護管理推進協議会

[千葉県動物愛護管理推進計画について]

(1)	動物愛護管理推進計画の	つ変更案に	関する意	見募	集り	こつ	1	て		•	•	•	1
(2)	動物愛護管理推進計画の	つ変更につ	いいて・		•		•	•	•	•	•	•	4
(3)	動物愛護管理推進計画	(変更案)	の骨格		•		•	•	•	•	•	•	5
(4)	動物愛護管理推進計画	(変更案)	新旧対照	表	•		•	•	•	•	•	•	6

千葉県健康福祉部衛生指導課

「千葉県動物愛護管理推進計画」の変更案に関する意見募集について

平成26年5月1日 千葉県健康福祉部衛生指導課 TEL043-223-2642

県では、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。 以下「動物愛護管理法」という。)」第6条の規定により、平成18年10月 31日に環境大臣が公布した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推 進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号。以下「基本 指針」という。)に則して、平成20年3月31日に「千葉県動物愛護管理推 進計画」(以下「推進計画」という。)を策定しました。

平成25年8月に改正基本指針が公布されたことに伴い、推進計画の変更案を取りまとめましたので、この変更案について、県民の皆様から広く御意見を伺うため、パブリックコメントを行います。

今後は、パブリックコメントでの意見などを踏まえ、変更「千葉県動物愛護 管理推進計画」を作成し、公表させていただきます。

1 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

平成26年5月1日(木曜日)から平成26年5月31日(土曜日)まで

(2) 公表資料の閲覧方法

ア 千葉県ホームページ

イ 県の窓口での閲覧

- (ア) 県政情報コーナー(県庁本庁舎2階)
- (イ) 各地域振興事務所
- (ウ) 千葉県文書館行政資料室
- (エ) 各健康福祉センター(保健所)及び動物愛護センター
- (才)健康福祉部衛生指導課(県庁本庁舎11階)

(3) 意見の提出先

健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班

(4) 意見の提出方法

ア 電子メール (電子メールアドレス eisi3@mz.pref.chiba.lg.jp)

- イ 郵送(〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号)
- ウ ファックス (FAX 番号 043-227-2713)

2 「千葉県動物愛護管理推進計画」変更案の概要等

(1) 現行計画の概要

ア 策定日

平成20年3月31日

イ 計画の期間

平成20年度から平成29年度までの10年間(5年ごとに見直す)

ウ目標

- (ア) 犬猫等の殺処分頭数の減少を図る。
- (イ) みだりな繁殖の防止や終生飼養といった飼い主責任の徹底により引取 り数の減少を図る。
- (ウ) マイクロチップの装着など、所有明示措置を推進する。

エ 主な施策

- (ア) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (イ) 遺棄及び虐待の防止
- (ウ) 所有明示 (個体識別) 措置の普及推進
- (エ)動物取扱業の適正化
- (オ) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
- (力) 災害時対策
- (キ) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発
- (ク) 各機関、各団体等との連携及び協働による施策の推進
- (ケ) 地域における取組に対する支援

(2)計画の見直し

ア 見直しポイント

- (ア) 平成20年度から平成24年度までの施策の評価
- (イ)動物愛護管理法の一部改正(平成24年9月5日公布、平成25年 9月1日施行)
- (ウ) 基本指針の一部改定(平成25年8月30日公布)
- (エ) 千葉県動物愛護管理条例(仮称) 骨子案との整合性

イ 見直しの経緯

- ・ 平成25年8月に公布された国の改正基本指針で、原則として都道府 県動物愛護管理推進計画は平成26年度から平成35年度までの10年 計画とする方針が示された。
- ・ 平成25年11月に千葉県動物愛護管理推進協議会において変更計画 案について検討した。
- ・ 現在、制定に向けて検討をしている千葉県動物愛護管理条例(仮称) との関連が深いことから、当該条例骨子案と変更計画案の整合性を図る ため、平成26年5月1日から同時にパブリックコメントを実施する こととした。

(3) 主な変更点

ア 計画期間の変更

平成26年度から平成35年度までの10年間(5年ごとに見直す)

- イ 内容の追加
 - ・特定動物による危害の防止
 - ・ 犬又は猫の多頭飼養の適正化

ウ 目標値の見直し

年度	18 年度	24 年度	29 年度	35 年度
項目	実績	実績	目標値	目標値
	(旧計画)	(変更計画)	(旧計画)	(変更計画)
犬の引取り数	2,446	680	1,000	300
猫の引取り数	9,384	4,721	4,000	2,000
マイクロチップ 装着数	2,966	50,500	120,000	200,000

(単位:頭)

千葉県動物愛護管理推進計画の変更について

目 的

「人と動物が共生する社会」の実現に向けて、千葉県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための 手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的とする。

現計画(平成20年度~29年度)

現在(平成24年度)

変更計画(平成26年度~35年度)

※ 平成18年度現在で作成

第1 動物愛護管理推進計画の策定

計画の目的、策定の根拠、住民等の意見の反映、計画期間

計画期間の変更

≺追加

軽微な変更

○特定動物による危害 ○犬又は猫の多頭飼養

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

犬及び猫の引取り、野犬等の捕獲、所有明示措置、殺処分数、苦情及び指導助言数、猫に係る問題、動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会、災害時における動物の救護、狂犬病予防、

第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策 に関する目標と基本的な方針 目標、連携・協働による施策の推進、飼い主責任の徹底、地域における取組に対する支援

目標値の変更

+猫α	12	田マレ	一巻の	日煙	(平成29	(在底)
<u> Лин</u> V.	771		/ BL V/		(T 146.2 c)

犬	猫	合計
1, 000	4, 000	5, 000

(頭) 犬猫の引取り数(平成18年度→24年度)

犬	猫	合計
2, 446	9, 384	11, 830
→ 680	→4, 72 1	→5, 401

犬猫の引取り数(平成35年度)

犬	猫	合計
300	2, 000	2, 300

動物のマイクロチップ装着数の目標

(平成29年度)_(頭)

合計	(犬、	猫、	他)		
120, 000					

動物のマイクロチップ装着数

(平成18年度→24年度)

犬	猫	他	合計
43, 302	6, 987	211	2, 966 →50, 500

動物のマイクロチップ装着数の目標

(平成35年度) (頭)

合計	(犬、猫、	他)
	200, 000	

第4 課題への取組

動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策 動物の愛護及び管理に関する普及啓発 ~追加

災害時における動物の適正な飼養 及び保管を図るための施策

軽微な変更

(頭)

(頭)

千葉県動物愛護管理推進計画(変更案)の骨格

第1 動物愛護管理 推進計画の策定	1	計画の目的	人と動物の共生する社会の実現
	2	策定の根拠	動物愛護管理法·基本指針
	3	住民等の意見の反映	タウンミーティング・パブコメ・市町村への意見照会
	4	計画期間	平成26年度から平成35年度までの10年間

			-
	1	犬及び <u>猫</u> の引取り	飼い主責任が十分に果たされていない状況
	2	野犬等の捕獲	放し飼いや遺棄する飼い主が多い状況
	3	所有明示措置	所有者明示がなされていない状況
	4	殺処分数	捕獲・引取りにより動物が収容されないことが重要
	5	苦情及び指導助言数	飼養世帯の増加・都市化の進展等による苦情の増加
第2 動物の愛護及 び管理に関する現状	6	猫に係る問題	地域猫活動等の取組が必要
と課題	7 理	動物愛護推進員と動物愛護管 推進協議会	県下全域の県民への委嘱、活動支援方法の検討が必要
	8	災害時における動物の救護	動物救護活動への対応・災害への備えが必要
	9	狂犬病予防	狂犬病に関する啓発、ワクチン接種率をあげる必要
	10)特定動物の飼養	特定動物の逸走等による人への危害を防止する必要
	11	犬又は猫の多頭飼養	犬又は猫の多頭飼養に起因する周辺生活環境への被害の増加

	1	目標	(1)引取り数
第3 動物の愛護及	1	口际	(2)マイクロチップ装着数
び管理に関し実施すべき施策に関する目	2	連携、協働による施策の推進	各機関・団体等の役割
標と基本的な方針	3	飼い主責任の徹底	社会的責任・動物への配慮
	4	地域における取組に対する支援	地域における取組への支援

	1 動物の愛護及び管理に関する施 策を実施するために必要な体制の 整備	(1)動物愛護管理推進協議会の設置
		(2)動物愛護推進員の委嘱
		(3)関係機関、関係団体等との連携、協力
		(4)人材育成
	2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	(1)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
		(2)地域における取組に対する支援
第4 課題への取組		(3)マイクロチップの普及の推進
		(4)動物取扱業の適正化
		(5)実験動物の適正な取扱いの推進
		(6)産業動物の適正な取扱いの推進
		(7)人と動物の共通感染症に関する普及啓発
		(8)特定動物による危害の防止
		(9)犬又は猫の多頭飼養の適正化
	3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	(1)普及啓発等
		(2)災害時動物救護活動マニュアル
		(3)体制の整備
	4 動物の愛護及び管理に関する普 及啓発	(1)各機関、各団体等との協働による普及啓発活動
		(2)各種教室等の開催制度の確立

第5 実施計画 千葉県における動物の愛護及び管理に関する窓口

		変更前
目次	交入以	目次
第1	動物愛護管理推進計画の策定	第1 動物愛護管理推進計画の策定
1	計画の目的	1 計画の目的
2	策定の根拠	2 策定の根拠
3	住民等の意見の反映	3 住民等の意見の反映
4	計画期間	4 計画期間
第2	動物の愛護及び管理に関する現状と課題	第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題
1	犬及び猫の引取り	1 犬及び <u>ねこ</u> の引取り
2	野犬等の捕獲	2 野犬等の捕獲
3	所有明示措置	3 所有明示措置
4	<u> </u>	4 致死処分数
5	苦情及び指導助言数	5 苦情及び指導助言数
6	<u>猫</u> に係る問題	6 <u>ねこ</u> に係る問題
7	動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会	7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会
8	災害時における動物の救護	8 災害時における動物の救護
9	狂犬病予防	9 狂犬病予防
10	特定動物による危害	
11	犬又は猫の多頭飼養	
第3	動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関	第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関
す	る目標と基本的な方針	する目標と基本的な方針
1	目標	1 目標
(1) 引取り数	(1)引取り数
()	2) マイクロチップ装着数	(2)マイクロチップ装着数
2	連携、協働による施策の推進	2 連携、協働による施策の推進
3	飼い主責任の徹底	3 飼い主責任の徹底
4	地域における取組に対する支援	4 地域における取組に対する支援
第4	課題への取組	第4 課題への取組
1	動物の愛護及び管理に関する施策を実施するた	1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するた
	めに必要な体制の整備	めに必要な体制の整備
	1)動物愛護管理推進協議会の設置	(1)動物愛護管理推進協議会の設置
	2)動物愛護推進員の委嘱	(2)動物愛護推進員の委嘱
	3) 関係機関、関係団体等との連携、協力	(3)関係機関、関係団体等との連携、協力
	4) 人材育成	(4)人材育成
2	動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
	1)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	(1)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
()	2) 地域における取組に対する支援	(2) 地域における取組に対する支援

- (3) マイクロチップの普及の推進
- (4)動物取扱業の適正化
- (5) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (6) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (7)人と動物の共通感染症に関する普及啓発
- (8) 特定動物による危害の防止
- (9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化
- 3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図 るための施策
- (1) 普及啓発等
- (2) 災害時動物救護活動マニュアル
- (3) 体制の整備
- 4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発
- (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動
- (2) 各種教室等の開催制度の確立
- 第5 実施計画
- 第1 動物愛護管理推進計画の策定
 - 1 計画の目的

「人と動物の共生する社会の実現」に向けて、千葉県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としています。

2 策定の根拠

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」という。)第6条に基づく計画であり、平成18年10月31日に公表された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に即して策定しています。

- 3 住民等の意見の反映
- (1) 協議会における意見募集

- (3) 所有明示 (個体識別) 措置の普及推進
- (4)動物取扱業の適正化
- (5) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (6) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (7) 災害時対策
- (8) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発

- 3 動物の愛護及び管理に関する普及啓発
- (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動
- (2) 各種教室等の開催制度の確立
- 第5 実施計画
- 第1 動物愛護管理推進計画の策定
 - 1 計画の目的

「人と動物が共生できる社会」の実現に向けて、 千葉県が実施する施策の基本的方向性及び中長期 的な目標を明確化するとともに、目標達成のための 手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画 的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的とし ています。

2 策定の根拠

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」という。)第6条に基づく計画であり、平成18年10月31日に公表された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に即して策定しています。

- 3 住民等の意見の反映
- (1) タウンミーティングによる意見募集

千葉県動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」 という。) において、委員から意見をいただきま した (平成25年11月13日)。

(2) パブリックコメントによる意見募集平成26年 月 日から 月 日の間、住民から意見をいただきました。

(3) 市町村への意見照会

県内<u>54</u>市町村(政令市、中核市を含む)に対して意見照会を行いました。

4 計画期間

本計画の期間は<u>平成26年度から平成35年度</u> までの10年間としますが、毎年、計画の達成状況 を点検し、施策に反映します。

また、社会情勢の変化を考慮し、<u>平成30年度を</u> 目途として計画の見直しを行います。

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 犬及び猫の引取り

(1) 現状

① 動物愛護法により、引取りを求められた場合には大及び<u>猫</u>を引き取ることが都道府県等に対して義務付けられています。

この規定は、犬及び猫の安易な遺棄の横行、 それによる野良犬や<u>野良猫</u>の増加と<u>咬傷事故</u>な ど人への危害の頻発という社会問題化していた 状況に対処するため、犬及び猫の遺棄を未然に 抑止していく具体的な方策として定められたも のです。

- ② <u>千葉県の犬猫の引取り数は、全国的に見ても非常に多い状況となっています。環境省発行「動物</u>愛護管理行政事務提要」によると、平成24年度現在、犬猫ともに全国3番目です。
- ③ 引き取られた犬猫のうち、子猫が全体の約8 0%を占めており、さらに、その80%以上が「飼い主のいない(又はわからない)子猫」となって います。このことから、引取り数を減少させるためには、犬猫の飼い主に対する適正飼育の徹底と ともに、飼い主のいない猫の増加を防ぐ方策が必要です。

<u>富里市(平成19年9月22日)及び千葉市(平成19年9月23日)</u> において開催し、住民から意見をいただきました。

- (2) パブリックコメントによる意見募集平成19年10月16日から11月15日の間、住民から意見をいただきました。
- (3) 市町村への意見照会

県内<u>56</u>市町村(政令市、中核市を含む)に対して意見照会を行いました。

4 計画期間

本計画の期間は<u>平成20年度から平成29年度</u> までの10年間としますが、毎年、計画の達成状況 を点検し、施策に反映します。

また、社会情勢の変化を考慮し、<u>平成24年度に</u> 計画の見直しを行います。

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 犬及びねこの引取り

(1) 現状

① 動物愛護法により、引取りを求められた場合には大及び<u>ねこ</u>を引き取ることが都道府県等に対して義務付けられています。

この規定は、犬及び<u>ねこ</u>の安易な遺棄の横行、それによる野良犬や<u>野良ねこ</u>の増加と<u>こう傷事</u> <u>故</u>など人への危害の頻発という社会問題化していた状況に対処するため、犬及び<u>ねこ</u>の遺棄を未然に抑止していく具体的な方策として定められたものです。

- ② <u>千葉</u>県における犬の引取りは、平成17年度現 在、全国で6番目に多い頭数(環境省発行「動物 愛護管理行政事務提要」参照)となっています。
- ③ 引き取ったねこのうち、子ねこの割合は全体の 80%以上を占めています。このことから、不妊 去勢措置や室内飼育などを飼い主が責任をもっ て実施し、みだりに繁殖させないようにすること が引取り数の減少につながります。

④ 千葉県(千葉市、船橋市及び柏市を除く)では、 平成17年度には引取り窓口を獣医師の資格を 持つ職員が対応できるよう県の施設のみ(19箇 所)とし、平成18年度からは飼い主からの引取 りを有料としました。

また、平成23年度からは、事前相談制を導入 し、新たな飼い主探しやしつけ方に関する助言を 実行する時間を確保するため原則として依頼日 から2週間は引取りを行わないこととしました。

(2) 課題

不妊去勢措置や終生飼養などの飼い主責任が十分に果たされていない状況にあります。

また、飼い主のいない猫の引取りを減少させることが必要です。

2 野犬等の捕獲

(1) 現状

- ① 千葉県においては、狂犬病予防法(昭和25年 法律第247号)及び各自治体の条例に基づい て、住民からの苦情や申し出等があった場合、「は いかい」等している犬を捕獲しています。
- ② 昭和45年と昭和46年、野犬によって子供が かみ殺される事件が相次いだことにより、野犬等 による危害や被害を防止するため、野犬の捕獲を 強化していた時期があります。
- ③ 現在では、捕獲数は年々減少傾向にあり、10年前に比べると60%以上減少しています。ペットを単なる愛玩動物としてではなく、家族の一員、人生のパートナーとして扱う人々が増えてきたことや<u>屋内飼養</u>など<u>飼養形態</u>の変化が要因のひとつとして考えられます。
- ④ 千葉県における犬の捕獲は、<u>平成24年度</u>現在、全国で<u>最も</u>多い数(厚生労働省ホームページ 参照)となっています。

(2) 課題

放し飼いや遺棄する飼い主が多いことが伺え ます。

3 所有明示措置

(1) 現状

④ 千葉県(千葉市、船橋市を除く)では、平成17年度には引取り窓口を獣医師の資格を持つ職員が対応できるよう県の施設のみ(19箇所)とし、平成18年度からは受益者負担の原則に基づき、飼い主からの引取りを有料としました。

(2) 課題

不妊去勢措置や終生飼養などの飼い主責任が十分に果たされていない状況にあります。

2 野犬等の捕獲

(1) 現狀

- ① 千葉県においては、狂犬病予防法(昭和25年 法律第247号)及び各自治体の条例に基づい て、住民からの苦情や申し出等があった場合、「は いかい」等している犬を捕獲しています。
- ② 昭和45年と昭和46年、野犬によって子供が かみ殺される事件が相次いだことにより、野犬等 による危害や被害を防止するため、野犬の捕獲を 強化していた時期があります。
- ③ 現在では、捕獲数は年々減少傾向にあり、10年前に比べると60%以上減少しています。ペットを単なる愛玩動物としてではなく、家族の一員、人生のパートナーとして扱う人々が増えてきたことや室内飼育など飼育形態の変化が要因のひとつとして考えられます。
- ④ 千葉県における犬の捕獲は、<u>平成18年度</u>現在、全国で<u>3番目に</u>多い数(厚生労働省ホームページ参照)となっています。

(2)課題

放し飼いや遺棄する飼い主が多いことが伺え ます。

3 所有明示措置

(1) 現状

- ① 千葉県では、飼い主不明の犬を保護した場合、 保護した場所の市町村において、その犬の情報を 「公示」しています。
- ② 千葉県動物愛護センター、千葉市動物保護指導 センター、船橋市動物愛護指導センター<u>及び柏市</u> 動物愛護ふれあいセンターでは、収容動物の写真 をホームページ上で公開し、飼い主への返還率を 向上させる取組を行っています。
- ③ この10年間で飼い主のもとに戻る犬の割合は倍以上になりましたが、収容した犬のうち22.6%しか飼い主のもとに戻ることができません。飼い主が迎えに来なかった犬たちは、新たな飼い主にもらわれていく犬を除いて<u>殺処分</u>されています。
- ④ 千葉県における返還率は、<u>平成24年度</u>現在、 全国平均(<u>33.0%</u>)を下回っています(厚生労 働省ホームページ参照)。

(2)課題

保護した犬には、迷子札を含め、マイクロチップ、 鑑札及び注射済票などの所有明示措置がなされて いないことが多く、飼い主に連絡できない場合がほ とんどです。また、せっかくマイクロチップを装着 していても、飼い主が登録をしていないために情報 を検索できない場合があります。

4 殺処分数

(1) 現状

- ① 捕獲された犬と引き取られた犬及び<u>猫</u>のうち、 飼い主などが見つからなかった犬及び<u>猫</u>は<u>殺処</u> 分されています。
- ② 捕獲や引取りなど収容される動物の減少に伴い、<u>殺処分数</u>も減少しているものの、その数は全国上位です。
- ③ 減少の要因の一つとして適正飼養の周知が 徐々に浸透していること、さらに、犬及び<u>猫</u>の引 取り指定場所の集約化、引取りの有料化<u>、事前相</u> 談制の導入等が挙げられます。
- ④ 千葉県では平成19年度から再譲渡を目的と したボランティア(団体、個人)に対する譲渡を実 施しています。

- ① 千葉県では、飼い主不明の犬を保護した場合、 保護した場所の市町村において、その犬の情報を 「公示」しています。
- ② 千葉県動物愛護センター、千葉市動物保護指導 センター、船橋市動物愛護指導センターでは、収 容動物の写真をホームページ上で公開し、飼い主 への返還率を向上させる取組を行っています。
- ③ この10年間で飼い主のもとに戻る犬の割合は倍以上になりましたが、収容した犬のうち<u>約12%</u>しか飼い主のもとに戻ることができません。飼い主が迎えに来なかった犬たちは、新たな飼い主にもらわれていく犬を除いて<u>致死処分</u>されています。
- ④ 千葉県における返還率は、<u>平成18年度</u>現在、 全国平均(<u>17.2%</u>)を下回っています(厚生労 働省ホームページ参照)。

(2) 課題

保護した犬には、迷子札を含め、マイクロチップ、 鑑札及び注射済票などの所有明示措置がなされて いないことが多く、飼い主に連絡できない場合がほ とんどです。

4 致死処分数

(1) 現状

- ① 捕獲された犬と引き取られた犬及び<u>ねこ</u>のうち、飼い主などが見つからなかった犬及び<u>ねこ</u>は 致死処分されています。
- ② 捕獲や引取りなど収容される動物の減少に伴い、<u>致死処分数</u>も減少しているものの、その数は 全国上位です。
- ③ 減少の要因の一つとして適正飼養の周知が 徐々に浸透していること、さらに、犬及び<u>ねこ</u>の 引取り指定場所の集約化、引取りの有料化等が挙 げられます。
- ④ 千葉県では平成19年度から再譲渡を目的と したボランティア(団体、個人)に対する譲渡を実 施しています。

(2)課題

<u>殺処分</u>される犬及び猫の数を減らすには、返還や 譲渡により生存の機会を増やすことも必要ですが、 捕獲や引取りにより動物が収容されないようにす ることが最も重要です。

5 苦情及び指導助言数

(1) 現状

- ① 苦情の例として、「畑を荒らして困る」、「庭に入ってきて困る」、「大きな犬が放れていて危ないので捕まえてほしい」、「近所の犬の鳴き声がうるさい」、「隣のペットの臭いがひどい」、「虐待をしている」など、多種多様な内容の苦情の申し出があります。
- ② 指導や助言<u>を求められる</u>例として、「新しい飼い主を探してほしい」、「不妊去勢措置とはどんなものか」、「病気が治らない」、「鳴き声で近所から苦情を言われた」、「しつけを教えてほしい」、「飼えなくなったので引き取ってほしい」、「逃げられたので捕まえてほしい」、「ペットが死んでしまったがどうしたらよいか」、「狂犬病の予防注射をしたい」、「犬の登録はどこで申請するのか」、「人間に対する狂犬病ワクチンについて知りたい」などがあり、多岐にわたる指導や助言を行っています。
- ③ この5年間で、「捕獲依頼」の減少により、そ の総数は減少しているものの、「農作物被害」、「住 居庭園」、「鳴き声」、「汚物悪臭」といった生活環 境被害は逆に増加傾向にあります。

(2) 課題

ペットを飼養する世帯が増加していること、都市 化の進展等による周辺環境の変化などにより、苦情 となるケースが増加していることが考えられます。

6 猫に係る問題

(1) 現状

- ① 引取りを求められる犬及び猫のうち<u>87%(平成24年度)</u>が猫であり、その<u>90%</u>が子猫(91日齢未満)です。
- ② 屋外飼養や飼い主のいない猫による、庭やゴミ

(2)課題

<u>致死処分</u>される犬及び<u>ねこ</u>の数を減らすには、返還や譲渡により生存の機会を増やすことも必要ですが、捕獲や引取りにより動物が収容されないようにすることが最も重要です。

5 苦情及び指導助言数

(1) 現状

- ① 苦情の例として、「畑を荒らして困る」、「庭に 入ってきて困る」、「大きな犬が放れていて危ない ので捕まえてほしい」、「近所の犬の鳴き声がうる さい」、「隣のペットの臭いがひどい」、「虐待をし ている」など、多種多様な内容の苦情の申し出が あります。
- ② 指導や助言の例として、「新しい飼い主を探してほしい」、「不妊去勢措置とはどんなものか」、「病気が治らない」、「鳴き声で近所から苦情を言われた」、「しつけを教えてほしい」、「飼えなくなったので引き取ってほしい」、「逃げられたので捕まえてほしい」、「ペットが死んでしまったがどうしたらよいか」、「狂犬病の注射をしたい」、「犬の登録はどこで申請するのか」、「人間に対する狂犬病ワクチンについて知りたい」などがあり、多岐にわたる指導や助言を行っています。
- ③ 苦情及び指導助言数は平成15年度まで減少 していましたが、それ以降は増加傾向にありま す。

(2) 課題

ペットを飼養する世帯が増加していること、都市 化の進展等による周辺環境の変化などにより、苦情 となるケースが増加していることが考えられます。

6 ねこに係る問題

(1) 現状

- ① 引取りを求められる犬及び<u>ねこ</u>のうち<u>約8割</u>が<u>ねこ</u>であり、その<u>8割以上が子ねこ</u>(91日齢未満)です。
- ② 室外飼育や所有者のいないねこによる、庭やゴ

荒らし、ふん尿、鳴き声などの迷惑問題が少なく ありません。

③ <u>猫</u>については犬のような登録制度がないため、 飼養頭数等が把握できません。

また、首輪や迷子札等の装着や<u>屋内飼養</u>が徹底されていないことから、<u>飼い猫、飼い主のい</u>ない猫の区別ができない状況にあります。

(2) 課題

- ① 不幸な<u>子猫</u>が生まれないようにするため、不妊 去勢措置をすることが必要です<u>が、飼い主のいな</u> い猫が多いことが問題となっています。
- ② <u>飼い主のいない猫</u>に対して、地域の同意を得ず、単に餌を与えるだけの行為が地域住民に対する迷惑やトラブルの増加につながっていることから、地域住民による自主的な「地域猫活動」等の取組が必要とされています。
- 7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会

(1) 現狀

- ① 平成20年度に協議会を設置し、平成21年度 に動物愛護推進員(以下「推進員」という。)48 名を委嘱しました。平成24年度現在、推進員を 71名委嘱しています。
- ② 推進員の役割は「動物愛護と適正飼養の重要性の周知」、「不妊去勢措置に関する助言」、「譲渡のあっせん」、「行政施策への協力」、「災害時において国・県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力」などで、種々の問題を解決するための役割を担っています。

(2) 課題

① 推進員については、<u>県全域での県民への委嘱</u> <u>や、行政と連携した活動を推進していく必要があ</u> ミ荒らし、ふん尿、鳴き声などの迷惑問題が少な くありません。

③ <u>ねこ</u>については犬のような登録制度がないため、飼養頭数等が把握できません。

また、首輪や迷子札等の装着や<u>室内飼い</u>が徹底されていないことから、<u>飼いねこ、所有者の</u>いないねこの区別ができない状況にあります。

(2)課題

- ① 不幸な<u>子ねこ</u>が生まれないようにするため、不 妊去勢措置をすることが必要です。
- ② <u>所有者のいないねこ</u>に対して、地域の同意を得ず、単に餌を与えるだけの行為が地域住民に対する迷惑やトラブルの増加につながっていることから、地域における取組が必要とされています。
- 7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会

(1) 現状

- ① 平成19年現在、千葉県において、動物愛護推 進員(以下「推進員」という。)の委嘱及び動物愛 護管理推進協議会(以下「協議会」という。)の設 置をしていません。
- ② 県内の動物愛護団体や愛護活動を実施しているボランティア等から、推進員の委嘱についての要望が増えています。
- ③ 推進員の役割は「動物愛護と適正飼養の重要性の周知」、「不妊去勢措置に関する助言」、「譲渡のあっせん」、「行政施策への協力」などで、種々の問題を解決するための役割を担っています。
- ④ 全国の自治体においては年々委嘱、設置が進んできており、平成17年度現在、98の自治体の うち33自治体で約2千人の推進員が委嘱され、 29自治体で協議会が設置されています。

(2) 課題

① 推進員については、<u>その役割、対象者及び人数</u> 等を十分検討した上で委嘱する必要があります。 ります。

- ② 推進員の<u>母体となる協議会は、推進員の委嘱方</u> 法や活動支援方法の改善について検討する必要 があります。
- 8 災害時における動物の救護
- (1) 現状
 - ① 千葉県では、「千葉県地域防災計画」に基づき、 「災害時動物救護活動マニュアル」を作成して体 制整備を進めており、平成23年度に公益社団法 人千葉県獣医師会、公益財団法人千葉県動物保護 管理協会及び千葉県飼鳥獣商組合と災害時動物 救護に係る協定を締結しました。
 - ② 平成23年3月の東日本大震災発生に伴い、上 記3団体と「千葉県動物救護本部」を設置し、県 内及び東北3県の被災者が飼養する動物の一時 預かりのあっせんや物資の提供を行いました。
- (2)課題
 - ① 災害発生時には、各市町村に設置される避難所 において、被災者が同行した動物の負傷及び病気 の治療や飼養管理など動物救護活動への対応が 求められます。
 - ② <u>模擬訓練や防災セミナー等による動物関係団体との協力体制の整備・強化及び</u>飼い主が準備するべきこと(感染症予防措置、所有者明示措置、ケージの確保等)の普及啓発等により、あらかじめ災害に備えることも必要です。
- 9 狂犬病予防
- (1) 現状
 - ① 我が国は、昭和33年以降、狂犬病の発生が 認められていない世界でも希少な清浄国の一つ ですが、海外では多くの国で動物の狂犬病が流行 しており、年間4~5万人もの人が狂犬病で死亡 しています。また、平成25年7月に清浄国の一 つであった台湾において、狂犬病が野生動物で確 認されました。
 - ② 狂犬病予防注射実施率(狂犬病予防注射実施数 /登録数) <u>は、平成24年度</u>においては、<u>72.</u> 9%となっています。

- ② 推進員の母体となり、幅広い合意形成を得られる協議会の設置が必要です。
- 8 災害時における動物の救護
- (1) 現状
 - ① <u>千葉県地域防災計画において、動物対策の記述</u> はあるものの、具体的な内容は規定されていません。
 - ② 近年の各地における地震災害等により、被災地 における動物に対する救護活動が求められてい ます。
- (2)課題
 - ① 被災動物の救護活動を行うためには、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア団体、指定都市、中核市、市町村、近隣自治体との協議を行い、体制等を整備する必要があります。
 - ② <u>模擬訓練の実施や</u>飼い主が準備するべきこと (感染症予防措置、所有者明示措置、ケージの確 保等)の普及啓発等により、あらかじめ災害に備 えることも必要です。
- 9 狂犬病予防
- (1) 現状

① 狂犬病予防注射実施率(狂犬病予防注射実施数 /登録数)が年々低下しており、平成18年度に おいては、70.5%となっています。

- ③ 全国の犬の飼養頭数は、登録数の約2倍の 1,200万頭と<u>する推計</u>もあり、千葉県においても 未登録犬の存在が考えられます。
- ④ 我が国で狂犬病が発生した場合、そのまん延を 防ぐためには、国内で飼われている犬の70%以 上に<u>予防注射が実施されている</u>ことが必要と言 われています。

(2) 課題

狂犬病のまん延を未然に防止するためには、<u>各地域における</u>犬の<u>飼養状況及び</u>飼養頭数を把握し、<u>予防注射実施率</u>を上げることが喫緊の課題です。

10 特定動物の飼養

(1) 現状

- ① 動物愛護法では、人の生命、身体又は財産に 害を与えるおそれがある動物を「特定動物」と して指定しており、その動物を飼う場合には許 可が必要になります。
- ② 平成24年には、他県において、特定動物で あるクマや大型へビによる死亡事故が発生して います。

(2)課題

特定動物は絶対に逸走させてはいけませんが、万 が一逸走してしまった場合には、適正な危害防止措 置が求められます。

11 犬又は猫の多頭飼養

(1) 現状

- ① たくさんの犬又は猫を飼う場合、清潔な環境の 確保が困難となり、適正な管理ができなくなる場 合があります。
- ② 飼い主が適正に飼養できる数以上に増やして しまい、ついには世話ができなくなってしまう事 例が発生しています。

(2) 課題

飼養継続が困難となる事態を未然に防ぐため、早期に飼養状況を把握し、助言等の支援を行う必要が あります。

第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関

- ② 全国の犬の飼養頭数は、登録数の約2倍の 1,200万頭と<u>推計する説</u>もあり、千葉県において も未登録犬の存在が考えられます。
- ③ 我が国で狂犬病が発生した場合、そのまん延を 防ぐためには、国内で飼われている犬の70%以 上に<u>ワクチン接種されている</u>ことが必要と言わ れています。

(2)課題

狂犬病のまん延を未然に防止するためには、犬の 飼養頭数を把握し、<u>ワクチン接種率</u>を上げることが 喫緊の課題です。

第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関

する目標と基本的な方針

1 目標

みだりな繁殖の防止、終生飼養といった飼い主責任の徹底を図るとともに、責任の所在を明らかにする所有明示措置を推進することにより<u>殺処分数</u>の減少を図ります。

(1) 引取り数

殺処分される犬及び猫の約95%(平成24年度 現在)が引き取られた犬及び猫であることから、平 成35年度までの10年間で引取り数の半減(平成 24年度比較)を目標とします。

現状 (平成 24 年度)	目標(平成 35 年度)
犬: <u>680</u> 、 <u>猫</u> : <u>4,721</u>	犬: <u>300</u> 、 <u>猫</u> : <u>2,000</u>

(2) マイクロチップ装着数

所有明示措置は、飼い主の意識の向上を通じて遺棄や逸走の防止に寄与するものであることから、平成35年度までの10年間でマイクロチップ装着数200,000頭を目標とします。

現状 (平成 24 年度)	目標(平成35年度)
<u>50,500</u> (犬、 <u>猫</u> 、他)	<u>200,000</u> (犬、 <u>猫</u> 、他)

※千葉県におけるAIPO (動物ID普及推進会議) データベース登録数

2 連携、協働による施策の推進

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域 的な問題まで様々であり、その対応には千葉県だけ でなく、指定都市、中核市、市町村、動物愛護団体 等多くの機関等が関わっています。

こうしたことから、それぞれの機関や団体等の役割を明確にし、協働体制を構築します。

それぞれの役割等に係る考え方は以下のとおり です。

〇 千葉県

動物愛護に係る方向性を示し、広域的な事業の企画及び実施、普及啓発、国や関係機関等と

する目標と基本的な方針

1 目標

みだりな繁殖の防止、終生飼養といった飼い主責任の徹底を図るとともに、責任の所在を明らかにする所有明示措置を推進することにより<u>致死処分数</u>の減少を図ります。

(1) 引取り数

致死処分される犬及び<u>ねこ</u>の<u>約70%</u>(平成18 年度現在)が引取られた犬及び<u>ねこ</u>であることか ら、<u>平成29年度</u>までの10年間で引取り数の半減 (平成18年度比較)を目標とします。

現状 (平成 18 年度)	目標 (平成 29 年度)
犬: <u>2,446</u> 、 <u>ねこ</u> : <u>9,384</u>	大:1,000、ねこ:4,000

(2) マイクロチップ装着数

所有明示措置は、飼い主の意識の向上を通じて遺棄や逸走の防止に寄与するものであることから、平成29年度までの10年間でマイクロチップ装着数120,000頭を目標とします。

現状 (<u>平成 18 年度</u>)	目標 (平成 29 年度)
2,966 (犬、 <u>ねこ</u> 、他)	120,000 (犬、 <u>ねこ</u> 、他)

※千葉県におけるAIPO (動物ID普及推進会議) データベース登録数

2 連携、協働による施策の推進

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域 的な問題まで様々であり、その対応には千葉県だけ でなく、指定都市、中核市、市町村、動物愛護団体 等多くの機関等が関わっています。

こうしたことから、それぞれの機関や団体等の役割を明確にし、協働体制を構築します。

それぞれの役割等に係る考え方は以下のとおり です。

〇 千葉県

動物愛護に係る方向性を示し、広域的な事業 の企画及び実施、普及啓発、国や関係機関等と の連絡調整、危機管理対応、情報発信等を行う とともに、ボランティア等の行う地域活動につ いては、指定都市、中核市を含めた市町村と連 携して支援します。

また、捕獲、引取り等により動物を収容する ので、動物福祉の観点から収容動物の健康状態 に配慮する必要があります。

○ 指定都市・中核市

県と同様の役割と市町村としての地域的な役割を併せ持っていることから、県と連携、協力するとともに、本計画の方向性に合わせ、地域の状況に応じた施策を実施していくこととなります。

○ 市町村

地域的な動物愛護関係事業の企画及び実施、 普及啓発、地域に密着した苦情や相談等の対応、 地元ボランティアとの連携や支援等を行いま す。

さらに、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び 狂犬病予防注射について推進するとともに、県 と協力して必要な指導等を行います。

また、市町村における<u>避難所設置等について</u> 災害時の動物対策の検討が必要となっていま す。

○ 飼い主

動物を飼う前からその動物の生理、習性を理解し、最後まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任と、法令等を遵守するとともに、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任を果たす必要があります。

さらに、飼い主一人ひとりがきちんと飼い主 責任を果たし、それぞれの見本となることで、 全体への普及が望まれます。

○ 動物取扱業者等

関係法令等を遵守することはもちろんですが、まずは自らが動物の飼養者としての責任を果たし、さらには、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスを行うことによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

の連絡調整、危機管理対応、情報発信等を行う とともに、ボランティア等の行う地域活動につ いては、指定都市、中核市を含めた市町村と連 携して支援します。

また、捕獲、引取り等により動物を収容する ので、動物福祉の観点から収容動物の健康状態 に配慮する必要があります。

○ 指定都市・中核市

県と同様の役割と市町村としての地域的な役割を併せ持っていることから、県と連携、協力するとともに、本計画の方向性に合わせ、地域の状況に応じた施策を実施していくこととなります。

〇 市町村

地域的な動物愛護関係事業の企画及び実施、 普及啓発、地域に密着した苦情や相談等の対応、 地元ボランティアとの連携や支援等を行いま す。

さらに、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び 狂犬病予防注射について推進するとともに、県 と協力して必要な指導等を行います。

また、市町村<u>の段階</u>における災害時の動物対 策の検討が必要となっています。

○ 飼い主

動物を飼う前からその動物の生理、習性を理解し、最後まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任と、法令等を遵守するとともに、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任を果たす必要があります。

さらに、飼い主一人ひとりがきちんと飼い主 責任を果たし、それぞれの見本となることで、 全体への普及が望まれます。

○ 動物取扱業者等

関係法令等を遵守することはもちろんですが、まずは自らが動物の飼養者としての責任を果たし、さらには、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスを行うことによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

〇 県民

動物愛護思想への正しい理解と「人と動物の 共通感染症」に関する正しい知識の習得、地域活動に対する住民相互の理解と支援、協力等を行うことによって、人と動物の共生する社会を実現することができます。

〇 推進員

地域における動物愛護の中心的な役割を果た すことが期待されており、動物愛護法により、 以下の活動を行うことが規定されています。

- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・住民の求めに応じた、犬、<u>猫</u>等のみだりな 繁殖の防止措置等に関する必要な助言をす ること。
- ・ 飼い主に対して犬、猫等の譲渡のあっせん、 その他必要な支援をすること。
- 動物の愛護と適正な飼養の推進のために県 が行う施策への必要な協力をすること。
- ・ 災害時における動物の適正な飼養及び保管 を図るために県が行う施策への必要な協力 をすること。

○ 動物愛護団体等

それぞれの地域で動物愛護活動を行っているので、役割としては推進員と共通します。行政との連携、協力を図るとともに、本計画の方向に合わせた活動を通じて、人と動物の共生する社会づくりを推進していくことが期待されています。

3 飼い主責任の徹底

動物の飼い主には、狂犬病予防法に基づく登録と 狂犬病予防注射の実施など法律や条例を守ること だけでなく、義務づけられていなくても周辺住民や 通行人に迷惑をかけないように配慮するマナー、す なわち社会的責任が求められます。

また、飼っている動物に対する責任として、動物 の本能や習性を理解した上で、家族の一員として最 後まで面倒を見なくてはいけません。可愛いからと いった安易な動機で飼い始めるのではなく、最後ま

○ 県民

動物愛護思想への正しい理解と「人と動物の共通感染症」に関する正しい知識の習得、地域活動に対する住民相互の理解と支援、協力等を行うことによって、人と動物が共生できる社会となります。

〇 推進員

地域における動物愛護の中心的な役割を果た すことが期待されており、動物愛護法により、 以下の活動を行うことが規定されています。

- ・ 犬、<u>ねこ</u>等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・住民の求めに応じた、犬、<u>ねこ</u>等のみだり な繁殖の防止措置等に関する必要な助言を すること。
- ・飼い主に対して犬、<u>ねこ</u>等の譲渡のあっせん、その他必要な支援をすること。
- 動物の愛護と適正な飼養の推進のために県が行う施策への必要な協力をすること。

○ 動物愛護団体等

それぞれの地域で動物愛護活動を行っているので、役割としては推進員と共通します。行政との連携、協力を図るとともに、本計画の方向に合わせた活動を通じて、人と動物が共生できる社会づくりを推進していくことが期待されています。

3 飼い主責任の徹底

動物の飼い主には、狂犬病予防法に基づく登録と 狂犬病予防注射の実施など法律や条例を守ること だけでなく、義務づけられていなくても周辺住民や 通行人に迷惑をかけないように配慮するマナー、す なわち社会的責任が求められます。

また、飼っている動物に対する責任として、動物 の本能や習性を理解した上で、家族の一員として最 後まで面倒を見なくてはいけません。可愛いからと いった安易な動機で飼い始めるのではなく、最後ま で飼うことができるかどうか、家族で十分に検討する必要があります。

こうした飼い主責任を徹底していくことで、動物 に関する種々の問題を減らすことができるだけで なく、<u>殺処分数</u>の減少につながる施策として考えて います。

4 地域における取組に対する支援

動物に関する問題は、地域によって多種多様であり、その解決方法も、それぞれの地域で異なります。 そのため、地域における取組や問題解決の核となる推進員の委嘱やボランティア等の育成を行い、<u>飼い主のいない猫</u>に係る活動など、地域における取組を支援します。

第4 課題への取組

1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備

(1) 協議会の設置

動物愛護法第39条の規定による協議会を設置し、推進員の委嘱の推進、推進員の活動に対する支援、本計画その他動物の愛護及び管理に関することを協議し、協議内容については随時公開することとします。

なお、協議会については、獣医師会、業界団体、 動物愛護団体、<u>学識経験者等、</u>幅広い合意形成を 得られる構成とします。

(2) 推進員の委嘱

地域における動物の愛護及び適正な飼養について助言等を行うため、動物愛護法第38条の<u>規</u>定による推進員を委嘱します。

委嘱の方法や責務等については、協議会において検討し、決定することとします。

で飼うことができるかどうか、家族で十分に検討する必要があります。

こうした飼い主責任を徹底していくことで、動物 に関する種々の問題を減らすことができるだけで なく、<u>致死処分数</u>の減少につながる施策として考え ています。

4 地域における取組に対する支援

動物に関する問題は、地域によって多種多様であり、その解決方法も、それぞれの地域で異なります。 そのため、地域における取組や問題解決の核となる動物愛護推進員の委嘱やボランティア等の育成を行い、所有者のいないねこに係る活動など、地域における取組を支援します。

第4 課題への取組

1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備

(1) 協議会の設置

推進員の活動支援や本計画の評価や見直し等を行うため、動物愛護法第39条に基づく「千葉県動物愛護管理推進協議会」(仮称)を設置し、協議内容については随時公開することとします。

その役割として、上記の目的に加え、適正飼養ガイドラインの検討、推進員の委嘱内容等の検討、 災害時動物救護マニュアルの検討、各団体等との 意見交換会の開催等を実施するとともに、検討内 容については随時公開することとします。

なお、協議会については、<u>市町村(指定都市、</u>中核市を含む)、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、<u>学術研究団体、有識者等、</u>幅広い合意形成を得られる構成とします。

(2) 推進員の委嘱

地域における動物の愛護及び適正な飼養について助言等を行うため、動物愛護法第38条<u>に基</u>づく推進員を委嘱します。

委嘱の方法や責務等については、協議会において検討し、決定することとします。

(3) 関係機関、関係団体等との連携、協力

意見交換会等を開催して情報の共有化を図るとともに、それぞれの役割を明確にすることにより、動物の飼養に起因する問題解決の効率化を図ります。

(4) 人材育成

地域における活動や災害時活動ができる人材 を育成するため、専門的な知識や技術習得を目 的とした<u>セミナーやボランティア講習会</u>を開催 します。

ボランティア講習会受講者は「<u>千葉県動物愛</u> 護ボランティア」として登録し、各事業への協力を求めます。

- 2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
- (1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 みだりな繁殖を防止し、終生飼養の徹底を図 るため、動物の習性についての知識を広め、適 正な飼養方法、禁止行為等について普及啓発を 実施します。
- ① 適正飼養に関する普及啓発

関係行政機関だけでなく、飼い主と接する機会の多い動物病院、動物取扱業者、ペット関連商品を取り扱う店舗等の協力を得て、ポスター、パンフレット等を設置し、飼い主に直接アピールできる場所を広げていきます。

② 遺棄及び虐待の防止

捨て猫が多い場所に注意看板を設置した り、虐待を疑う事例が発生した場合には地域 と連携して対応するなど、禁止行為の周知徹 底を図ります。

(2) 地域における取組に対する支援

飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑行為 や<u>飼い主のいない猫</u>による問題など地域に密着 した課題に係る動物愛護管理活動を支援するた め、以下の施策を講じます。 (3) 関係機関、関係団体等との連携、協力

意見交換会等を開催して情報の共有化を図るとともに、それぞれの役割を明確にすることにより、動物の飼養に起因する問題解決の効率化を図ります。

(4) 人材育成

地域における活動や災害時活動ができる人材 を育成するため、専門的な知識や技術習得を目 的としたセミナー等を開催します。

受講者は「<u>ボランティア</u>」として登録し、各 事業への協力を求めます。

- 2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
- (1)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 みだりな繁殖を防止し、終生飼養の徹底を図 るため、動物の習性についての知識を広め、適 正な飼養方法、禁止行為等について普及啓発を 実施します。
- ① 適正飼養に関する普及啓発

関係行政機関だけでなく、飼い主と接する機会の多い動物病院、動物取扱業者、ペット関連商品を取り扱う店舗等の協力を得て、ポスター、パンフレット等を設置し、飼い主に直接アピールできる場所を広げていきます。

また、多数の動物を飼育している事例の把握 に努めるとともに、譲渡等による飼養数の削減 を含め、適正飼養について啓発等を行います。

② 遺棄及び虐待の防止

捨てねこが多い場所に注意看板を設置した り、虐待を疑う事例が発生した場合には地域 と連携して対応するなど、禁止行為の周知徹 底を図ります。

(2) 地域における取組に対する支援

飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑行為 や<u>所有者のいないねこ</u>による問題など地域に密 着した課題に係る動物愛護管理活動を支援する ため、以下の施策を講じます。

① 適正飼養ガイドラインの作成

① 推進員による地域活動の推進

推進員を委嘱し、地域における活動を支援します。

② 地域における動物愛護団体等との協働体制の 構築

子犬や子猫の引取りが多い地域において、不 妊去勢措置に係る普及啓発活動を実施するな ど、行政及び各団体等が一体となって動物愛護 を推進する体制を構築します。

③ 地域猫活動の支援

地域住民が主体となり、ボランティア及び行 政が協働して実施する地域猫に関する活動に ついては、「専門的知識を要する問題への助言 及び資料提供」、「講習会等への講師派遣」、「飼 い主のいない猫対策のための人材の育成」など の支援を行います。

(3) マイクロチップの普及の推進

自己の所有に係る動物であることを明らかに するための措置として行うマイクロチップの装 着に関する知識及び当該マイクロチップの普及 を図ります。

① 所有明示(個体識別)措置必要性の周知 イベント等におけるデモンストレーション やパンフレットを配布するなど普及啓発を実施します。

② 普及のための基盤整備

リーダー操作技術の向上やメーカー等との 情報交換等を実施して読取り体制の充実を図 ります。 合意形成を踏まえたルール作りに対する支援として、地域における環境特性を踏まえた、動物の愛護と管理の両立を目指したガイドラインを作成します。

- ア 集合住宅での家庭動物の飼養に関するガイ ドライン
- イ 都市部等での犬やねこの管理の方法に関す るガイドライン
- <u>ウ</u> 所有者のいないねこの適正管理の在り方に 関するガイドライン
- ② 推進員による地域活動の推進 推進員を委嘱し、地域における活動を支援し ます。
- ③ 地域における動物愛護団体等との協働体制の 構築

子犬や子ねこの引取りが多い地域において、 不妊去勢措置に係る普及啓発活動を実施する など、行政及び各団体等が一体となって動物愛 護を推進する体制を構築します。

- (3) <u>所有明示(個体識別)措置の普及推進</u> <u>マイクロチップなどの個体識別器具の装着により、責任の所在を明確にすることによって飼い</u> 主の意識の向上を図ります。
- ① 所有明示(個体識別)措置必要性の周知 イベント等におけるデモンストレーション やパンフレットを配布するなど普及啓発を実施します。
- ② 普及のための基盤整備

リーダー操作技術の向上やメーカー等との 情報交換等を実施して読取り体制の充実を図 ります。

(4)動物取扱業の適正化

第一種動物取扱業者の登録制度の遵守を推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止規定、現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業者の届出制度等について周知を図ります。

また、動物取扱責任者を対象に、専門家等に よるセミナー等を開催するなど資質向上のため の機会を提供します。

(5) 実験動物の適正な取扱いの推進

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものですが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと(3 R の原則)を徹底することが必要です。

そのため、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管すること、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、周辺の生活環境を保全することについて、関係機関等の協力を得て、周知の対象となる施設等を把握し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)等の周知を図ります。

※「3 R の原則」とは…

国際的に普及している動物実験及び実験 動物の福祉の基本理念です。

動物の苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)のことをいいます。

(6) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するとともに、責任をも

(4)動物取扱業の適正化

動物取扱業者登録簿と規制内容をホームページに掲載したり、模範となる動物取扱業者を表彰するなど、動物取扱業者だけでなく、県民に対して動物取扱業の登録制度について周知を図ります。

また、動物取扱業者を対象に、専門家等によるセミナー等を開催するなど資質向上のための機会を提供します。

(5) 実験動物の適正な取扱いの推進

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものですが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと(3 R の原則)を徹底することが必要です。

そのため、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管すること、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、周辺の生活環境を保全することについて、関係機関等の協力を得て、周知の対象となる施設等を把握し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)等の周知を図ります。

※「3 R の原則」とは…

国際的に普及している動物実験及び実験 動物の福祉の基本理念です。

動物の苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)のことをいいます。

(6) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するとともに、責任をも

ってこれを保管し、産業動物による人の生命、 身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の 汚損を防止するため、関係機関等の協力を得て、 周知の対象となる農家等を把握し、動物愛護法 に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基 準」(昭和62年総理府告示第22号)等の周知 を図ります。

また、災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図ります。

ってこれを保管し、産業動物による人の生命、 身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の 汚損を防止するため、関係機関等の協力を得て、 周知の対象となる農家等を把握し、動物愛護法 に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基 準」(昭和62年総理府告示第22号)等の周知 を図ります。

(7) 災害時対策

災害時においても、人と動物が安心して過ごせる ようにするために、以下の対策を講じます。

① 普及啓発等

ます。

逸走防止、所有者明示、健康管理及びしつけ、預け先の確保等について普及啓発を行うとともに、模擬訓練等を実施します。 また、避難所を運営する市町村に対して、 避難住民の住環境等を考慮した動物の飼育場 所及び適正な飼育管理について助言等を行い

② 「災害時動物救護活動マニュアル」の策定

避難所や被災地における飼い主への支援活動や被災地における動物の救護活動などを円滑に行うため、以下の項目を記載したマニュアルを策定します。

- ア 負傷動物の保護、治療、保管
- イ 逸走動物の保護、収容、治療
- ウ 飼育困難な動物の一時保管
- エ 新たな飼い主探し
- オ 保護した動物の飼い主探し及び情報提供
- カ 被災地における飼育動物へのエサの配布
- キ 避難所等における適正飼養に関する助言等
- ク ボランティア等人材の管理等
- ケ 救援物資等の管理等
- コ その他動物に関する相談等

③ 体制の整備

「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、県獣医師会、動物愛護団体、医薬品販売業者等と協定を締結するとともに、ボランティア団体、指定都市、中核市、市町村、近隣

(7)人と動物の共通感染症に関する普及啓発

公衆衛生及び動物福祉の観点から「人と動物の共通感染症」について普及啓発するため、セミナー等を開催します。

また、犬の飼養状況調査及び狂犬病ウイルス 抗体保有調査を実施し、その結果に基づいて狂 犬病予防対策の必要性について啓発するととも に、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注 射並びに鑑札及び注射済票装着の周知徹底を図 ります。

(8) 特定動物による危害の防止

特定動物の逸走時には、周辺住民への危害防止 を図るための組織的な対応を執るため、情報収集 及び関係機関への情報提供を迅速に行います。ま た、逸走事故の状況を把握し、再発防止に尽力し ます。

(9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化

多頭飼養に起因する問題の発生を未然に防止 する観点から、一定頭数以上の多頭飼養者を把握 し、みだりな繁殖により頭数が増えてしまうこと などがないよう、必要な指導を行います。

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図 るための施策

災害時においても、人と動物が安心して過ごせる ようにするために、以下の対策を講じます。

(1) 普及啓発等

逸走防止、所有者明示、健康管理及びしつけ、 預け先の確保等、災害時の避難に必要な準備を することを普及啓発します。

災害の発生時は、自己又は他人の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度で、速やかに犬猫等の動物を保護し、可能な限り同行避難することについて普及啓発を行うとともに、 模擬訓練等を実施します。

また、避難所を運営する市町村に対して、避 難住民の住環境等を考慮した動物の飼養場所 及び適正な飼養管理について助言等を行いま

<u>自治体との協議により、連携、協力体制を整</u> 備します。

(8)人と動物の共通感染症に関する普及啓発

公衆衛生及び動物福祉の観点から「人と動物の共通感染症」について普及啓発するため、セミナー等を開催します。

また、犬の飼養状況調査及び狂犬病ウイルス 抗体保有調査を実施し、その結果に基づいて狂 犬病予防対策の必要性について啓発するととも に、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注 射並びに鑑札及び注射済票装着の周知徹底を図 ります。 す。

(2) 災害時動物救護活動マニュアル

避難所や被災地における飼い主への支援活動や被災地における動物の救護活動などを円滑に行うため、以下の項目を記載したマニュアルについて、必要に応じて見直しを図ります。

- ① 負傷動物の保護、治療、保管
- ② 逸走動物の保護、収容、治療
- ③ 飼養困難な動物の一時保管
- ④ 新たな飼い主探し
- ⑤ 保護した動物の飼い主探し及び情報提供
- ⑥ 被災地における飼養動物へのエサの配布
- ⑦ 避難所等における適正飼養に関する助言等
- ⑧ ボランティア等人材の管理等
- ⑨ 救援物資等の管理等
- ⑩ その他動物に関する相談等
- (3) 体制の整備

「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、県獣医師会、動物愛護団体、医薬品販売業者等と協定を締結するとともに、ボランティア団体、指定都市、中核市、市町村、近隣自治体との協議により、広域的に連携し、協力する体制を整備します。

4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

- (1)各機関、各団体等との協働による普及啓発活動 小学校などの教育機関や老人ホームなどの社 会福祉施設等と協働し、学校飼養動物等各施設 で飼養される動物の取扱いに係る啓発等を含 め、動物の愛護及び適正な飼養管理について普 及啓発を行います。
- (2) 各種教室等の開催制度の確立

行政単独ではなく、知識や技術を有する各団 体等との協働による各種教室等の開催を推進 し、動物の生態や正しい飼い方などの知識や技 術を提供します。

第5 実施計画

3 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

- (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動 小学校などの教育機関や老人ホームなどの社 会福祉施設等と協働し、学校飼育動物等各施設 で飼養される動物の取扱いに係る啓発等を含 め、動物の愛護及び適正な飼養管理について普 及啓発を行います。
- (2) 各種教室等の開催制度の確立

行政単独ではなく、知識や技術を有する各団 体等との協働による各種教室等の開催を推進 し、動物の生態や正しい飼い方などの知識や技 術を提供します。

第5 実施計画

変 更 後 第5 実施計画

平成30年度の見直しまでの施策スケジュールは下表のとおりです。

施策	平成26年	平成27年
	 ← 所有者の責務(終生飼養・適正な	 に繁殖)の周知 -----→
	 ← 各種セミナー等の開催	
 普及啓発	────────────────────────────────────	 :る周知、活用 →
	— 各団体等との意見交換や事例検討	
	← 飼い主のいない猫対策・地域猫活	
遺棄及び虐待	← 禁止行為の周知	→
の防止	 ← 地域における周知	
マイクロチッ		
プの推進	← 各行事におけるテ゚モンストレーション	<u> </u>
	← 第一種登録制度の周知	
動物取扱業の	← 第二種届出制度の周知	- 第二種届出制度の徹底→
適正化	← 犬猫等健康安全計画の周知 :	犬猫等健康安全計画の徹底—→
実験動物対策	← 基準等の周知等	
産業動物対策	← 基準等の周知等	
	← 被災動物収容の検討	<u> </u>
/// rts nts 1.1 fefe	← 模擬訓練の実施 ------	<u> </u>
災害時対策 	← 平常時対策の周知	→
	← 防災セミナー等への参加(年1回) -	<u> → </u>
	← 普及啓発セミナー等の開催	<u></u>
人と動物の共		
通感染症対策	← 犬の登録及び狂犬病予防注射の徿	女底
	狂犬病抗体保有率調査の実施	
	← 協議会の開催-------	- 協議会委員の委嘱 →
体制の整備	← ボランティア登録の実施-----	<u> </u>
字 15 0 正 M	← 各団体等との意見交換や事例検討	†等(年1回)------
	← 各種協働事業の実施	<u> </u>
 地域活動の支	← 人材確保策の検討	<u> </u>
援	← 人材育成セミナーの開催(年1回)	<u> </u>
	<u>← ポランティア活動の推進</u>	<u></u>
点検と見直し	←ー・・・ 達成状況の点検と施策	への反映(毎年度) →

前旬	更	変
	丰施計画	第 5 第

平成24年度の見直しまでの施策スケジュールは下表のとおりです。

施策	平成20年	平成21年
	← 普及啓発の場所の拡大	→
		各種セミナー等の開催 →
普及啓発		
	│ │ ← 各団体等との意見交換や事例検討	†等(年1回) →
		・・・・ログ 協働による各種教室開催 一→
	- 事例の把握	<u> </u>
遺棄及び虐待	1	周知 →
の防止	<u> </u>	/n /n
ーノカロエ		
マイクロチップのサル	← <u>必要性、安全性の周知</u>	
プの推進		事におけるデモンストレーション →
動物取扱業の	← <u>登録制度の周知</u>	
適正化	<u>資質向上</u>	セミナーの開催(年1回) →
実験動物対策	← 対象施設等の把握 →	基準等の周知等 ----→
産業動物対策	← 対象施設等の把握 →	基準等の周知等 ----→
	← 災害時動物救護マニュアルの策定 -	→ 協定の締結、運用 →
災害時対策		
火舌时刈尿	← 平常時対策の周知	
	<u>防災</u>	セミナー等の開催(年1回) →
	普及	な啓発セミナー等の開催 →
人と動物の共	<u>飼養状況調査の実施</u>	
通感染症対策	← 犬の登録及び狂犬病予防注射の循	対底
	狂犬病抗体保有率調査の実施	
	← 協議会の設置と協議	<u> </u>
みまりませ	<u>** 5.2-</u>	ティア登録の実施(通年) →
体制の整備	← 各団体等との意見交換や事例検討	寸等(年 1 回) - - - - - →
	<u>各</u>	種協働事業の実施 ---→
	← 推進員の母体となる協議会の設置	量 一→ 推進員の委嘱 - 一→
地域活動の支	人材育成	セミナーの開催(年1回)→
援		ボランティア登録開始 ー→
 点検と見直し	←ー・・・ 達成状況の点検と施策	•

変更後		変更前	
<u>平成28年</u> <u>平成29年</u>	<u>平成30</u> <u>年</u>	<u>平成22年</u>	<u>平成24</u> <u>年</u>
		適正飼養ガイドラインの作成 → 推進員等による周知、活用 →	
		<u> </u>	
		→ 地域における周知 → →	
		→	
→			
	見直し		見直し
		模擬訓練の実施(年1回)→ →	
<u> </u>]	<u></u>	
		飼養状況調査の実施	
		抗体保有率調査の実施	
← 協議会の開催-------協議会委員の委嘱 -----→			
		<u> </u>	
← 推進員の委嘱(人数・地域の拡大) → →		→ 推進員による地域活動	
→			
<u> </u>		→ ボランティア活動	
達成状況の点検と施策への反映(毎年度) →		達成状況の点検と施策への反映(毎年度) →	